

新潟市中央区道路台帳デジタル化業務委託

仕様書

令和8年5月

新潟市土木部土木総務課

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、新潟市（以下「委託者」という。）が発注する「新潟市中央区道路台帳デジタル化業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものである。

第2条 (業務の目的)

本業務は、新潟市中央区を対象に道路台帳のデジタル化を行うものであり、委託者が導入している全庁共有GISに搭載して管理すること、さらに「にいがたeマップ」により情報公開することにより道路管理業務の効率化に資することを目的とする。

なお、GIS化や「にいがたeマップ」での公開は本業務に含まない。

第3条 (適用する規定等)

本業務の実施に際し、本仕様書のほか次の関係法令及び規定等を遵守するものとする。なお、17と18については、道路台帳デジタル化後の道路台帳附図補正作業の規定であるため本仕様書に添付する。

1. 道路法
2. 道路法施行令
3. 道路法施行規則
4. 測量法
5. 測量法施行令
6. 測量法施行規則
7. 地方交付税法
8. 公共測量作業規程（国土交通省）
9. 道路施設現況調査提要（国土交通省）
10. 地理空間情報活用推進基本法
11. 統合型GIS推進指針（総務省）
12. 共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書（総務省）
13. 地理情報標準プロファイル/JPGIS（国土交通省）
14. 新潟市財務規則
15. 新潟市個人情報保護条例及び新潟市情報セキュリティポリシー
16. その他関係法令、規則、通達等
17. 新潟市国道・県道道路台帳補正共通作業特記仕様書
18. 新潟市市道道路台帳補正共通作業特記仕様書

第4条 (提出書類)

本業務の実施にあたり、受託者は、次の書類を委託者に提出し承認を得るものとする。

1. 業務着手届 兼 業務責任者等選任届
2. 業務計画書

第5条 (疑 義)

本特記仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、受託者は委託者の指示に従うものとする。

第6条 (損害賠償)

本業務中に生じた諸事故については、その一切の責任を受託者が負うものとする。また、受託者は諸事故の内容を速やかに委託者に報告するものとする。

第7条 (主任技術者の保有資格)

本業務における主任技術者は、測量士の資格を保有するものを担当させるものとする。

第8条 (成果品の点検・検査及び納品)

受託者は、各工程別作業の終了時、その他適切な時期に所要の点検を行わなければならない。また、検査は主任技術者の立会いのもと完成検査を行うものとし、必要に応じて、委託者の指示する検査を行うものとする。なお、成果品の納入場所は、委託者の指示に従うものとする。

第9条 (成果品の帰属等)

本業務において作成された成果品及び中間成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なくこれを第三者に公表または流用してはならない。

第10条 (成果品の瑕疵)

受託者は、成果品の引渡し後であっても、受託者の故意または過失等に起因する不良箇所が発見された場合、委託者の必要と認める措置を速やかに行うものとし、その費用は全て受託者の負担とする。

第11条 (守秘義務)

本業務において、受託者は業務上知り得た秘密を、何人にも漏洩してはならない。また、契約期間が満了した後も同様とする。

第12条 (再委託の制限)

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の主たる部分についても、これを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の主たる部分とは、道路現況平面図データの作成、道路台帳要素データの作成及び品質管理に係る業務をいう。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、本業務のうち補助的又は付随的な業務であって、業務の品質確保に支障を及ぼさないものに限り、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合に限り、第三者に委託することができる。

3 前項により再委託を行う場合において、受託者は次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称及び所在地
- (2) 再委託の内容及び範囲
- (3) 再委託を必要とする理由
- (4) 再委託先の業務実績及び技術的能力
- (5) その他委託者が必要と認める事項

4 受託者は、再委託先に対し、本契約に基づき受託者が負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

5 受託者は、委託者の承認なく再委託を行った場合又は承認内容に反して再委託を行った場合には、委託者の指示により当該再委託を中止しなければならない。この場合において生じた損害については、受託者の負担とする。

第13条（賃金に関する調査への協力）

受託者は、委託者が実施する本業務に従事する労働者の賃金に関する調査（抜き取り調査を含む。）に協力しなければならない。

2 受託者は、前項の調査の結果に基づき、委託者から是正指導を受けた場合は、誠意をもってこれに対応しなければならない。

第14条（業務評価）

委託者は、本業務の履行状況について、別に定める基準により業務評価を実施するものとする。

第15条（個人情報の保護）

受託者は、本業務の実施にあたり、次の事項を遵守するものとする。

1. 受託者は契約目的物、貸与品並びに委託業務の履行に関し作成された帳票、磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に記録された情報を委託業務の履行以外の用途に使用してはならない。
2. 受託者は契約目的物、貸与品ならびにデータを許可なく複写若しくは複製、または第三者に提供してはならない。
3. 受託者は貸与品ならびに磁気テープ等、記録媒体に関する保管その他の管理にあつては、漏洩、滅失、棄損等を防止し、その適正な管理を図るものとする。
4. 受託者は契約完了時、若しくは契約解除された場合は、委託者の指示に従いデータの破棄をしなければならない。破棄にあたり、焼却・シュレッダー等による裁断、消去等当該データが第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

第16条（貸与資料）

本業務に関連する必要な資料について、委託者は受託者に貸与するものとする。貸与資料は、次のとおりとする。

1. 令和5年度航空写真測量成果（地上解像度8cm、水平位置の標準偏差0.25m以内、標高点の標準偏差0.25m以内）
2. 令和5年度オルソ画像データ（tiff・tfw形式）
3. 都市計画基本図データレベル2,500（数値地形図データフォーマット）
4. 道路台帳附図マイラー図 1/500 または 1/1,000
5. 道路法に基づく道路台帳調書（PDF）
6. 市道網図データ（shape形式）
7. 新図郭割データ（shape形式）
8. その他必要とされる資料

第17条（審査）

本業務で作成する道路現況平面図データと道路台帳要素データについては、本仕様に則り作成されているか委託者の審査を受けるものとする。審査は、一部箇所の審査とするが中間と納品前の2回行うものとする。審査は、データの品質を確保するために行うものとし、不適合がないデータとなるまで実施する。

第18条（履行期限）

本業務の履行期限は、令和9年1月31日とする。

第2章 業務概要

第 19 条 (業務概要と範囲)

本業務の概要と範囲は次のとおりとする。

1. 計画準備	1 式
2. 道路現況平面図作成	
(1) 数値図化 レベル 1,000 (国道)	
作業計画	4.5km
現地調査	4.5km
数値図化	4.5km
数値編集	4.5km
補測編集	4.5km
ハイブリッド地形図接合処理	4.5km
数値地形図データファイルの作成	4.5km
(2) 数値図化 レベル 1,000 (県道)	
作業計画	34.9km
現地調査	34.9km
数値図化	34.9km
数値編集	34.9km
補測編集	34.9km
ハイブリッド地形図接合処理	34.9km
数値地形図データファイルの作成	34.9km
(3) 数値図化 レベル 1,000 (市道)	
作業計画	490.0km
現地調査	490.0km
数値図化	490.0km
数値編集	490.0km
補測編集	490.0km
ハイブリッド地形図接合処理	490.0km
数値地形図データファイルの作成	490.0km
3. 道路台帳要素データ整備	
(1) 道路台帳要素データ作成 (国県道・路線方式)	39.4km
(2) 道路台帳要素データ作成 (市道・路線方式)	0km
(3) 道路台帳要素データ作成 (市道・メッシュ方式)	490.0km
(4) 道路現況平面図と道路台帳要素の相違箇所抽出	1 式
4. 打合せ協議	1 業務

第 20 条 (公共測量座標)

本業務で整備するデータの位置座標は、下記に示す公共測量座標とする。

1. 準拠する測地系等・・・・・・測地成果 2011 (JGD2011)
2. 水平位置の座標系・・・・・・平面直角座標系第Ⅷ系

3. 垂直位置の基準・・・・・・・・東京湾平均海水面高（TP）

第3章 計画準備

第21条（計画準備）

計画準備は、本業務に関わる工程管理、品質管理について、作業が円滑に行われるよう計画立案を行うものとする。

第4章 道路現況平面図作成

第22条（道路現況平面図作成）

1. 作業概要

新潟市が管理する道路区域内および関連する施設（防護さく、防災施設、防雪施設）を対象に、貸与する令和5年度航空写真測量成果および既存道路台帳平面図をもとに数値図化 レベル1,000を実施するものとする。

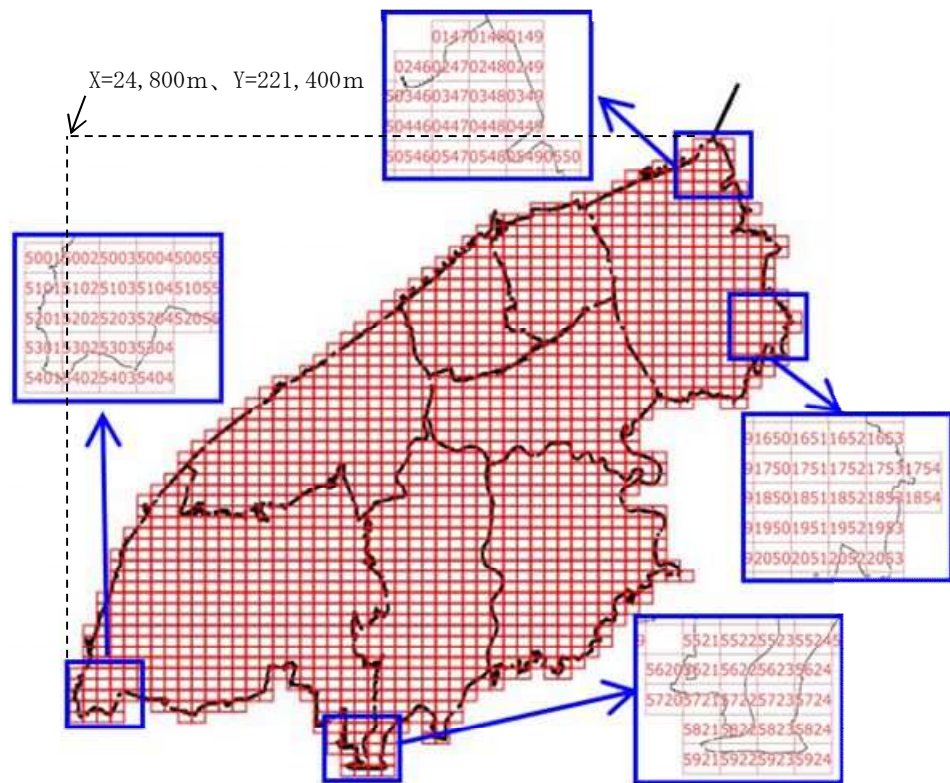
上記以外の地物については、貸与する都市計画基本図データ レベル2,500より複製して使用し、ハイブリッド方式の道路現況平面図データを作成するものとする。なお、都市計画基本図データ レベル2,500の時点が古いなどの理由により、レベル1,000の平面図データと接合しない場合は、都市計画基本図データ レベル2,500の接合部修正を行うものとする。

取得する項目は別紙1「新潟市道路台帳数値地形図データ取得分類基準表」（以下、「取得基準表」）によるものとする。国道・県道と市道では取得する地物が異なるため注意すること。

作成する図郭の仕様は以下のとおりとする。

(1) 図郭サイズおよび境界：国土基本図郭レベル1,000（横800m×縦600m）

(2) 図面番号：X=24,800m、Y=221,400mを左上とする図郭を「0101」とし、右（東）に1ずつ、下（南）に100ずつ増加。



2. 作業計画

作業計画は、地図情報レベル 1,000 の数値図化に必要となる航空写真撮影諸元、同時調整成果、図化機等を収集・準備して工程別に計画するものとする。

3. 現地調査

現地調査は、「取得基準表」に則った数値地形図データを作成するため、航空写真および既存道路台帳図で判読不可能または困難な地形及び施設等の種別、形状、名称等について調査・確認を行い、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成するものとする。

なお、マンホール、標識、電柱、信号などの小物体は既存道路台帳図からの転記を基本とする。これらの小物体について現地調査は不要とする。

4. 数値図化

数値図化は、デジタルステレオ図化機を用いてステレオモデルを構築し、地形・地物・標高等の座標値を数値形式で取得し、既存の道路台帳データと位置精度を確認しつつ数値図化データを記録するものとする。

5. 数値編集

数値編集は、現地調査等の結果および既存道路台帳図に基づき、図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成するものとする。

6. 補測編集

補測編集は、数値編集済データに表現されている重要な事項や、必要部分の補備を現地において補測を行ない、数値編集済データに追加・修正等の編集処理を行ったうえで、補測数値編集済データを作成するものとする。

7. ハイブリッド地形図接合処理

作成した道路部以外は、貸与する都市計画基本図データ レベル 2,500 より複製し満面の図面として作成する。なお、複製箇所の取得基準および精度はレベル 2,500 とするが、図式はレベル 1,000 に置き換えるものとする。

作成したレベル 1,000 の平面図データと都市計画基本図データ レベル 2,500 が接合しない場合は、修正図化などの手法により、接合を図るものとする。

8. 数値地形図データファイルの作成

数値地形図データファイルの作成は、補測編集済データをデジタルマッピングデータファイル仕様に従って電子記憶媒体に記録して作成するものとする。

数値地形図データファイルは、点検プログラムまたはディスプレイへの表示等により、その内容を点検するものとする。

第 5 章 道路台帳要素データ整備

第 23 条 (道路台帳要素データ作成)

道路台帳要素データの作成は、道路台帳附図を参照し、前章で整備した道路現況平面図データを背景に道路台帳要素をデータ入力するものとする。

道路台帳要素は、別紙 2「新潟市道路台帳要素図式表」(以下、「図式表」)に則り入力する。ただし、特に市道部において既存道路台帳附図が市町村合併前の表記となっている場合は「図式表」に準じる形で旧表記のまま入力する。

道路台帳要素データ入力にあたり、既存の道路台帳附図と整備した道路現況平面図データの地形に差異がある場合は、以下の対応とする。

- (1) 差異の許容範囲は 0.70m とし、許容範囲内の場合は道路現況平面図データに合わせて作図する。
- (2) 差異が許容範囲を超えている場合は、道路現況平面図に合わせずに作図し、相違箇所としてとりまとめを行う。
- (3) 各種道路台帳附図の統合により、路線間で不整合が生じた場合は、下記の優先順位で作図を実施する。同一順位の場合は路線番号の若い方を優先とする。
国道>主要地方道>一般県道>1級市道>2級市道>その他市道

第 24 条 (道路現況平面図と道路台帳要素の相違箇所抽出)

道路台帳要素データの作成において、道路台帳附図と整備した道路現況平面図データの地形に差異がある箇所に対して、以下の分類にわけた相違箇所位置データを作成するものとする。相違箇所位置データは、該当箇所の中心線とし、以下の内容を取りまとめたエクセルと shape データを作成する。

- (1) 路線番号
- (2) 分類
- (3) 中心線延長

また、1/10,000 で図面出力も行うものとし、下表の色をつけて作成するものとする。図面サイズは協議によるものとする。

分類	相違内容	色
接合の不一致	起終点位置など他路線との接合において不整合がある場合	緑
構造の変更	道路改良、歩道新設等、道路部幅員の変更を伴う道路現況の変化	青

附属物の変更Ⅰ	側溝改良、側溝蓋がけ等、道路路肩部の構造物により道路の一部分に変化	赤
附属物の変更Ⅱ	防護柵設置等、道路部幅員の変更を伴わない道路現況の変化	紫
元図の間違い	既存台帳附図の明らかな不整合、ミス	黄

第7章 打合せ協議

第25条（打合せ協議）

打合せ協議は、初回、中間、成果品納品時の3回行うものとする。また、必要に応じて適時行うものとする。

第8章 審査

第26条（中間審査）

本業務で作成する道路現況平面図データ、道路台帳要素データは本仕様および新潟市道路台帳補正作業共通仕様書に則り作成されているか審査を受けるものとする。中間審査は、発注者が指定する図郭について、業務工期の5か月前までに提出するものとする。なお、中間審査実施図郭は、国県道および市道の交差点を含む2図郭程度を予定する。また、審査期間は2週間程度を見込んでいます。審査期間および審査指摘事項の修正を考慮した工程計画とすること。

なお、審査にあたり受託者は委託者に、別紙3「中間審査依頼書」を提出すること。審査が完了した時点で、委託者は受託者に別紙4「中間審査終了書」を渡すものとする。

第27条（納品前審査）

納品前審査は、発注者が指定する図郭について、業務工期の2か月前までに提出するものとする。なお、納品前審査実施図郭は、中間審査実施図郭とは別の2図郭程度を予定する。また、審査期間は2週間程度を見込んでいます。審査期間および審査指摘事項の修正を考慮した工程計画とすること。

なお、審査にあたり受託者は委託者に、別紙5「納品前審査依頼書」を提出すること。審査が完了した時点で、委託者は受託者に別紙6「納品前審査終了書」を渡すものとする。

第9章 製品仕様・品質評価

第28条（製品仕様）

本業務において作成する成果について、「地理情報標準プロファイル」に準拠した製品仕様を「製品仕様書」として委託者と受託者の協議により以下の内容で定めるものとする。

1. データの概要
2. 適用範囲

3. データの製品識別
4. データ内容
5. データ構造
6. 参照系
7. データ品質
8. 品質評価手順
9. データ製品配布
10. メタデータ等

第 29 条 (品質評価)

本業務で作成する各成果について、製品仕様書が規定する品質評価手順に基づき品質評価を実施し、品質評価報告書を作成するものとする。

受託者は、評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、速やかに必要な調整を行うものとする。

第 10 章 成 果 品

第 30 条 (成果品)

本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

第 4 章の成果品

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 道路台帳平面図データ (数値地形図データフォーマット) | 1 式 |
|--------------------------------|-----|

第 5 章の成果品

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 道路台帳要素データ (dwg 形式) | 1 式 |
| 2. 相違箇所位置データ (shape 形式) | 1 式 |
| 3. 相違箇所位置図 (1/10,000 紙出力) | 1 式 |

第 7 章の成果品

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 打合せ記録簿 | 1 式 |
|-----------|-----|

第 8 章の成果品

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 中間審査終了書 | 1 式 |
| 2. 納品前審査終了書 | 1 式 |

第 9 章の成果品

- | | |
|------------|-----|
| 1. 製品仕様書 | 1 式 |
| 2. 品質評価報告書 | 1 式 |

その他の成果品

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. その他委託者が必要とするもの | 1 式 |
|-------------------|-----|

以上